

国民健康保険法について

二五一七字

時間ばかりたつものですから、次の項目に移らせていただきたいと思えます。

局長の答弁で、保険料の支払いと保険給付がリンクされているかどうかということを再三聞いています。が、されていると答えたりされていないと答えたり、さまざまなお答えをしておりますので再度確認をさせていただきたいと思うのですが、今の国民健康保険の法体系では保険料を支払わなくても被保険者資格は喪失しない、したがって、保険料を支払わなくても保険給付はされる、いい悪いは別にして、そういう法体系になっていることを御確認いただきたいと思うのです。

高木政府参考人 法律ですから全体の構成で私も考えておりました。一条一条の条文に照らせば、保険料を納めない者は給付をしないという規定はありません。

そういった意味では、先生がおっしゃるような読み方もあるいはできないわけでもないのかもしれませんが、私ももととしては、全体の法体系としてはそうはなっていない。やはり被保険者の資格というのは、当該市町村に住所を有している人は被保険者の資格を取得する、だけれどもこれは国民健康保険制度でありますので、保険料については保険者が徴収する義務を負っている、ということは被保険者はその納付義務を負うわけでありまして、そういう面で、例

えば保険料を滞納するという場合にはこれは滞納処分というものがなされる、強制徴収がなされるわけでありますから、そういった意味では被保険者はやはり保険料を納めるというのが原則になっていると思えます。

したがって、例外措置として、災害等で保険料が納められないケースとか所得が低いケースとか、そういった方については適用除外あるいはまた、いい悪いは別にしまして、生活保護の受給者についてもそういった意味で適用除外になっておるわけであります。

これはなぜかということ、やはり保険料と納付義務というのは裏腹の関係にある。そういった意味で国保法自体は、やはり被保険者は保険料を納付する義務がある、保険給付というのは滞納していても保険給付はなされますから、そういった意味では保険料を納めなくても給付が受けられるというふうにも読めるのですが、しかしそれは本旨ではないというふうに思っております。

金田委員 法の規定に不備があるだろう、したがって、それらの法整備をすべきだという観点から再三質問をしているということを通じて御理解いただきたいと思うわけなんです。ごさいます。

こういう法体系になっていることが、いわゆる無保険者というのが発生して、保険者に捕捉もされていない、保険料を納付もしていない、その推計さえできないという状態を、局長、生んでいるわけなんです。それは法の体系自体に不備があるということを再三指摘しているのですが、それを認めないと頑張ったところで問題は何も解決しませんので、きちんと真実を見詰めて、問題があるなら

問題を直す、法改正が必要ななら法改正をするというふうに、普通の感覚で物事を処していただきたいなということを強く御要望申し上げます。と思うわけでございます。

何かこういう水かけ論みたいなことを、むなししい思いをしているんですが、では、ひとつ整理をさせていただきます。

保険料を支払わなくても被保険者資格は喪失しませんね。

高木政府参考人 被保険者資格は、これは市町村に住所を有する者ということでありますから、保険料を支払わないということで滞納しているケースですね、滞納していても被保険者資格を喪失するという形ではありません。

金田委員 したがって、被保険者資格を喪失しない限りは保険給付を受けることができる、そこまではよろしいですね。被保険者資格を喪失しなければ保険給付を受けることができる、そういう制度ですね。

高木（俊）政府参考人 そうなっております。

金田委員 したがって、保険料を支払わなくても給付されるという制度になっている。保険料納付義務とかは一応決まっております、決まっておりますけれども、しかし、にもかかわらず保険料を支払わなくても給付を受けることができる、それが国民健康保険の現行の制度だということではよろしいですね。

高木政府参考人 法的には、その場合には保険料の強制徴収を行われる。したがって、滞納処分という格好の執行が行われるというのが現行の制度であります。

金田委員 強制徴収なり滞納処分なりが行われなければ保険給付はされないということですか。そうではないのではないですか。したがって、そういうことをおっしゃっても、そういうやりとりをしても僕はむなししいと思っております。そういうことでなくて、三段論法なんてこんな面倒くさいことをしなくてもいいわけなんですけれども、現行は保険料を支払わなくても給付される制度になっていきます、残念ながら、そういうことでいいですね。

高木政府参考人 余りこの場でやりとりをしても実りがないかもしれませんが、ただこれは、例えば国民健康保険だけじゃなくて健康保険にしましても、現在の医療保険の体系は国保と同じような形になっておりまして、健康保険についても被保険者というのは保険料の納付義務はありますが、保険料を納めない場合には保険給付を行わないという規定はないわけでありまして、そういった意味では、トータルとしてはやはり保険料を納めるということが前提になっておるということであります。

金田委員 被用者保険と国保の違いは、被用者保険は納めなければ資格喪失されてしまうということなんです、一般的には。ところが、国保の場合はその市町村に居住をしていれば資格を喪失されるという規定はない、させようがない。逆に言うと、資格を喪失したくてもできない。そこに被用者保険と国保の違いがあるわけです。

そこで、国保について特有の問題として、保険料を払わなくても給付が受けられるという問題が出てきているわけです。その辺のところはきちんとお受けとめをいただけませんかでしょうか。

高木政府参考人 法律論ということですのでもうちょっと厳密にお答えしますと、被用者保険についてはこれは雇用されているということ、保険料の納付義務者というのは事業主であります。事業主は被保険者の報酬から源泉徴収ができる格好になっている、こういう構成でありまして、そこは確かに事業主というもの、いわゆる雇用主という格好をとっていない国民健康保険とはそこは違います。しかし、やはり保険料の納付義務というのはこれはあるわけでありまして、